

**大阪市行政オンラインシステム
手数料等決済処理サービス利用
(長期継続・単価契約)**

仕様書

大阪市デジタル統括室

目次

1 概要	1
1.1 サービス名称	1
1.2 調達の目的	1
1.3 契約期間	1
1.4 文言の定義	1
2 サービス要件	2
2.1 決済フロー	2
2.2 連携するシステム	2
2.3 決済の対象	3
2.4 取扱いクレジットカード等	3
2.5 指定納付受託の種類	3
2.6 指定納付受託の手順	3
2.7 その他	4
3 その他要件	5
3.1 テスト実施	5
3.2 初期導入経費の支払い	5
3.3 サービス利用料等の支払い	5
3.4 守秘義務の遵守等	5
3.5 その他	5

1 概要

1.1 サービス名称

大阪市行政オンラインシステム手数料等決済処理サービス

1.2 調達の目的

大阪市（以下「本市」という。）では、将来的に全ての行政手続きをオンライン化することを目指し、令和 2 年 8 月に大阪市行政オンラインシステム（以下「電子申請システム」という。）の運用を開始した。

電子申請システムでは、行政手続き等において必要となる手数料等の電子決済機能を有することで、より幅広い行政手続きのオンライン化を実現し、市民の利便性向上及び業務の効率化を図ることを目的としている。

今回、上記目的を実現するため、電子申請システムで利用可能な決済処理サービス（以下「本サービス」という。）を調達する。

1.3 契約期間

契約期間は、契約締結日から令和 10 年 9 月 30 日までとする。なお、決済処理サービス利用期間は令和 7 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日までとする。

ただし、必要に応じて事前に本番環境を利用したテストを実施すること。

1.4 文言の定義

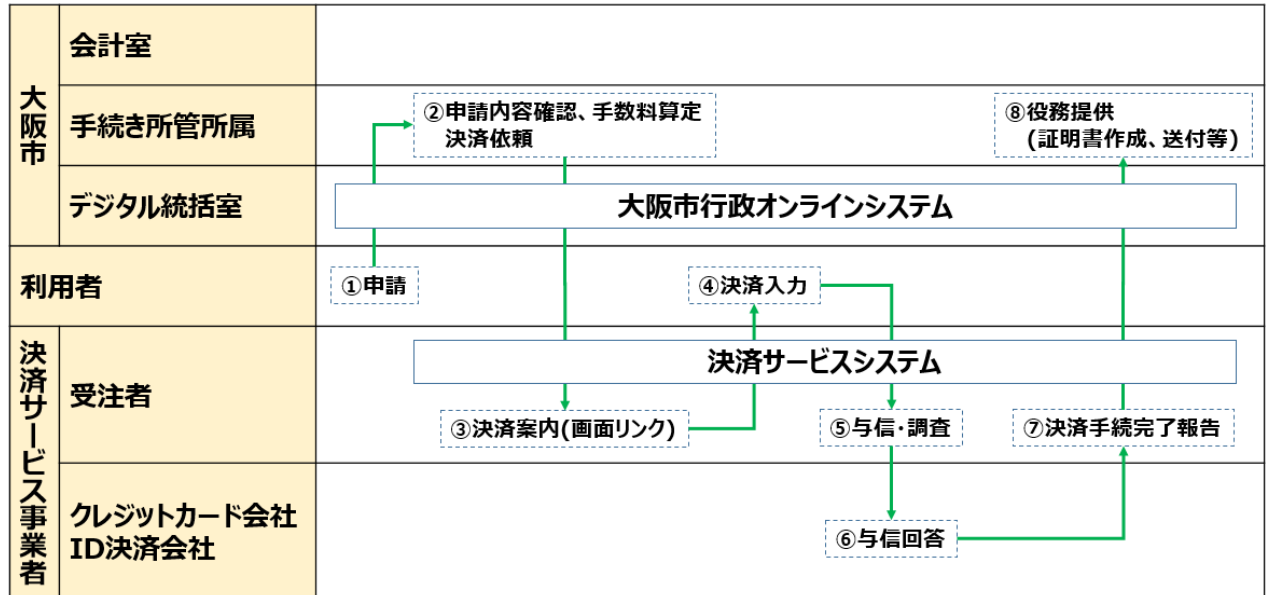
本書の文言の定義は次のとおり。

文言	定義
立替金	市民が本サービスを利用し支払った手数料や、郵送料など受注者が一時的に立て替えた費用をいう。
サービス利用料	本市が本サービスの利用にあたり支払う費用をいう。
手数料	本市手数料条例等で定めるものをいう。
決済手数料	決済ごとに発生する取引の手数料をいう。
トランザクション費用	2.1「決済フロー」で示す①申請から⑧役務提供までに発生するすべての通信を 1 通信とし、それにかかる費用（データ処理料）とする。

2 サービス要件

2.1 決済フロー

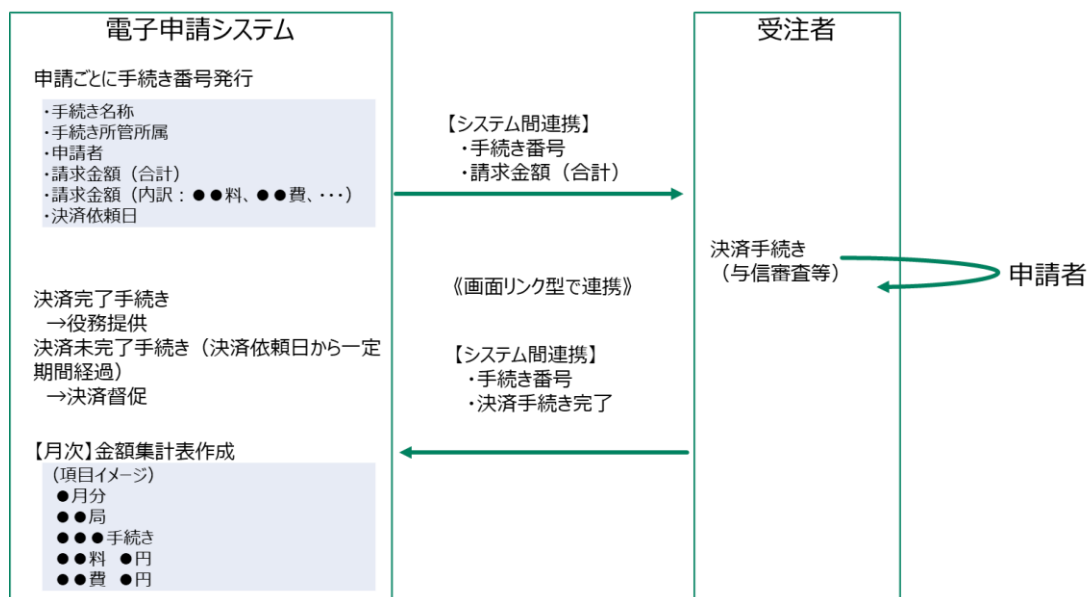
電子申請システムによる申請から決済完了までの流れについては、次表のとおりである。



2.2 連携するシステム

電子申請システムと連携すること。電子申請システムは、株式会社 TKC が提供するパッケージサービス（スマート申請システム）となる。

また、連携については「画面リンク方式」を採用すること。データ連携内容は次図のとおりである。



2.3 決済の対象

本サービスの利用にあたる対象手続きの予定数量については契約書別紙（単価表）のとおり。

契約期間中に本サービスを利用する手続きが増加することがあるが、決済手数料及びトランザクション費用等については契約書に記載の単価をもって利用することとする。

2.4 取扱いクレジットカード等

本市業務にて取扱う手数料及び郵送料等の決済を市民等がインターネットによりクレジットカード・デビットカード・ID 決済で収納する「非対面型の都度払い方式」とする。

カードブランドは次の国際カードブランドを必須とする。

ID 決済は次のサービスを必須とする。

また、申請ごとに決済手数料を課すこととし、当該決済の利用における決済手数料は、本市負担とする。

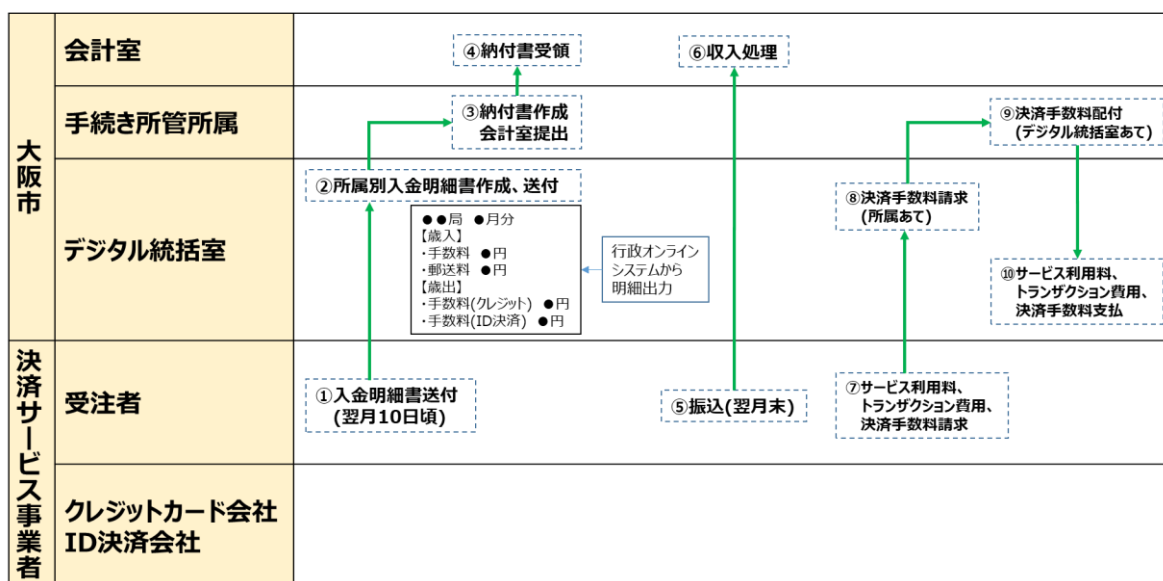
- ① VISA
- ② Master Card
- ③ JCB
- ④ AMERICAN EXPRESS
- ⑤ Diners Club
- ⑥ PayPay（ID 決済）

2.5 指定納付受託の種類

受注者が、地方自治法第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定による本市の指定納付受託者となり納付義務者等に代わり立て替え払いをする「立替払方式」であって、納付義務者等に対して本市が有する債権を買い取る「債権委譲方式」でないこと。

2.6 指定納付受託の手順

- ① 月単位にて立替金の入金明細書を作成し、代理納付日の 2 週間前までに提出のうえ、クレジットカードブランド別、決済ツール別、利用キャリア別等にて分類されたデータについては、別途指定する期日までに提出すること。
- ② 収納締切日は毎月末日とし、代理納付日は翌月末とすること。また、納付期日に本市が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むこと。
- ③ 立替金は、納税義務者等が選択するクレジットカード等の支払方法（分割払い、リボルビング払い等）の種類を問わず、一括で納付すること。
- ④ 立替金を指定口座に振り込む際に必要な手数料については、指定納付受託者が負担すること。



2.7 その他

- ① 電子申請システムを通じ、インターネットウェブサイトからのクレジットカード決済及びID決済が可能であること。
- ② パソコン及びスマートフォンによるクレジットカード決済及びID決済が可能であること
- ③ 収納依頼データ及び収納結果データ（以下「集配信データ」という。）の連携方式は、インターネット回線によるSSL/TLSによる暗号化を行うこと。
- ④ クレジットカード決済は、EMV 3-D セキュア（3D セキュア 2.0）の利用が可能であること。

3 その他要件

3.1 テスト実施

決済処理サービス利用開始日までに、電子申請システム提供事業者（株式会社 TKC）との間で、本市からの収納依頼データ及び収納結果データの内容及び送受信のテスト等を希望する場合は、事前に関係者と調整のうえ、必要に応じて本番環境を利用したテストを実施すること。

3.2 初期導入経費の支払い

初期導入経費については、電子申請システム提供事業者（株式会社 TKC）におけるテスト終了後、受注者からの請求に基づき支払うこととする。

3.3 サービス利用料等の支払い

本市は、受注者からの請求に基づきサービス利用料、決済手数料及びトランザクション費用を支払う。なお、請求内容については、サービス利用料等と立替金を相殺せずに請求すること。

3.4 守秘義務の遵守等

- ① 本サービスを提供するうえで知り得た秘密に対する守秘義務を遵守すること。この守秘義務は、契約終了後も課されるものであり、従事する者が離職した場合も同様に遵守させること。
- ② また、クレジットカード情報等の個人情報について、契約期間はもとより契約終了後であっても保管、管理に万全を期し、漏洩防止のため適切な措置を講じなければならない。
- ③ 本市が提供する一切のデータ、資料等を本サービス提供以外の目的で使用、複写、複製、又は第三者に提供してはならない。
- ④ 事故、災害等の緊急事態が発生した場合を想定し、本サービスの提供に支障をきたすことがないよう十分な対応策及び緊急時の体制を整備すること。
- ⑤ 受注者は、本サービスの提供上、故意又は過失により何らかの事故や不適切な事務処理等が生じ、情報保全ができなかった又は保全できていない可能性が生じた場合、直ちに市に報告し、本市と協議のうえ対応するものとする。なお、この場合に生じた費用は、全て受注者が負担することとする。また、受注者は事実を明らかにした報告書を遅滞なく市に提出することとする。

3.5 その他

今後、国が示すキャッシュレスの動向を注視しながら、電子マネー等の新たな決済手段を取り入れることもあるが、その際は別途協議することとする。

3.6 本業務の担当

本業務における発注者の担当は、次のとおりとする。

〒530-8201

大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号 大阪市役所本庁舎 B 1 階

大阪市デジタル統括室 D X 推進担当（担当：青木・長谷川）

Tel : 06-6208-7646